

学校推薦型選抜(いわゆる推薦入試)について

1 大学入試の主な種類

	試験の 時期	主な選抜方法	特 徴
一 般 選 抜	主に 2～3 月	学科試験	国公立は共通テスト＋二次試験 私立はそれぞれ独自試験
学校推薦型選抜	主に	小論文・面接等	学校長の推薦が必要
総 合 型 選 抜 (AO 入試)	11～12 月	※共通テスト等が 課される場合あり	自らの意志で受験可能

2 学校推薦型選抜の種類

指定校制	「市千葉から〇名採ります」と大学側が指定する ⇒校内で推薦されることが決まれば、ほぼ確実に合格となる
公 募 制	特に高校を指定せず、全国から広く生徒を募集する ⇒選考・選抜があり、合格するかどうかはわからない

3 学校推薦型選抜の留意点

- (1) 「この生徒は高校生活をきちんと送っており、大学入学後も勉学に励むことが十分に見込まれます」ということを、校長が大学側に保証する必要がある。
⇒そういう保証ができる生徒だからこそ、特別に「一般よりも早く確約してもらえる」ということ。
- (2) 早く決まる代わりに、合格したら原則必ずそこに進学しなければならない。
⇒後になって、「やっぱり〇〇大学の方がよかったかも…」などと思っても変更できない。
- (3) 小論文や面接の方が「楽」というのは、明らかに間違い！
⇒それ相応の対策が不可欠であり、そのため学科試験の勉強が疎かになる。
- (4) 不合格だった場合、当然精神的な落ち込みもあるため、一般受験に向けた勉強にうまく切り替えられない人も多い。
- (5) 2月・3月まで勉強に励んだ一般受験生と、大きな学力差が生じる恐れがある。

4 学校推薦型選抜の適切な利用

- (1) 自分が進学したい大学・学部・学科が明確になっている。
 - (2) その大学・学部・学科に推薦制度がある。
 - (3) 自分はその中で課されている基準を満たしている。
 - (4) また、きちんとした高校生活を送ってきたという自負がある(校内基準を満たしている)。
 - (5) 受かったら絶対そこに進学する。
- ↓
- 「では、推薦制度を利用してみようか…」
- 【補足】様々なリスクがあるため、基準を満たしているからと言って必ずしも利用する必要はない。

5 本校の学校推薦型選抜出願の基準改定について

【改定前】

<指定校制>

1. 当該大学等における推薦基準を満たしている生徒であること。
2. 人物・学力・日常の生活等において**優れた**生徒であること。
3. 欠席日数は、3年の前期までで 15 日以内とし、入院等の特段の事情がある生徒は審議の対象とする。遅刻・早退についても同様の扱いで判断する。

付記

- (1) 推薦を希望する生徒は、あらかじめ所定の様式により当該大学等への進学志望理由書を提出し、選考の参考資料とする。
- (2) 推薦の出願をした生徒は、合否の結果がわかるまでは、他大学の受験はできない。
合格した場合は必ず入学すること。

<公募制>

公募制推薦のうち、校長の推薦が必要なものについては、**指定校制希望者出願基準の1.及び2.を適用する**。担任推薦、自己推薦についてはこの限りではない。

【改定後】

学校型推薦選抜(校長の推薦が必要なもの。指定校制、公募制を問わない)における出願基準(推薦会議で校内選考の対象となることができる基準)は、以下の 1.2.及び 3.を全て満たすこととする。

1. 当該大学等における推薦基準を満たしている生徒であること。
2. 人物・学力・日常の生活等において**他の模範となる**生徒であること。
3. 欠席日数は、3年の前期までで 15 日以内とし、入院等の特段の事情がある生徒は審議の対象とする。遅刻・早退についても同様の扱いで判断する。

付記

- (1) 推薦を希望する生徒は、あらかじめ所定の様式により当該大学等への進学志望理由書を提出し、選考の参考資料とする。
- (2) 推薦の出願をした生徒は、合否の結果がわかるまでは、他大学の受験はできない。
合格した場合は必ず入学すること。

【改定した点】

- 1 指定校制と公募制とで区別せず、同一基準とする(どちらにも、欠席日数等の数値基準を適用)。
- 2 「優れた生徒」という表現を「他の模範となる生徒」とする。
※2・3年次生の公募制については、過渡期であるため、基準 3.の「15 日」のカウントを 3 年次生…3 年の始めから 2 年次生…2 年の始めから とする。

6 改定の背景・趣旨

- (1) いち早く学生を確保するため、推薦の出願要件を緩めたり、枠を広げたりする大学が増加。
- (2) また、「とにかく早く決めて安心したい」と考える生徒・保護者が増加。
- (3) そのため、次のような必要性を感じ、出願基準を改定することとした。
 - ア 公募制にも数値基準を設け、安易に推薦制度を利用しようとすることを抑止する。
 - イ 推薦会議での審議を円滑なものにする。

7 まとめ

学校推薦型選抜は、適切に利用するのであれば、生徒側・大学側の双方が WIN-WIN の関係になれる素晴らしい制度です。しかし、それはあくまでも「適切に利用すれば」ということです。

いずれにしても、将来の**自らの可能性を狭めない**ために、「得意・苦手」や「好き・嫌い」を前面に出さず、幅広く学習してもらいたいと思います。